

II 殺菌剤

注1) 基準書中の『使用回数』 一適用病害虫で、農薬の種類、名称、剤型毎の使用できる回数。
 注2) 基準書中の『本剤の使用回数』 適用病害虫に関わらず、農薬の種類、名称、剤型毎で使用できる回数。
 注3) 基準書中の『下記成分を含む農薬の総使用回数』 適用病害虫に関わらず、同一成分を含有する農薬の種類毎に使用できる回数。

分類	種類	名称	剤型 (有効成分含量)	農薬コード	単位	農薬の使用方法			農薬の使用方法					毒性	水産動植物影響	留意事項	
						適用病害	希釈倍数	10a当たり使用量	使用時期	処理方法	使用回数	本剤の使用回数	下記成分を含む農薬の総使用回数				
生物農薬	バチルス アミロリクエファシエンス剤	インプレッションクリア	水和剤 (バチルス アミロリクエファシエンス AT-3324生葉剤 (1g中50億以上))	1450	K	うどんこ病	500 ~ 1,000 倍	100 ~ 180 L	収穫3日前まで	茎葉散布	2	2	バチルス アミロリクエファシエンス	2	普通物	I	<ul style="list-style-type: none"> ・眼、皮膚に対し刺激性があるので注意すること。 ・かぶれやすい体质の人は取扱いに十分注意すること。 ・本剤の有効成分は生菌のため、散布液調整後はできるだけ速やかに散布すること。 ・開封後は密封して保管し、できるだけ早く使い切ること。 ・予防効果主体の剤なので、発病前または発病初期に処理すること。